

震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す気仙宣言 フォローアップ会合「最終報告書」を取りまとめました

岩手労働局大船渡労働基準監督署は、平成29年2月24日（金）、「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す気仙会議」で採択された「第4回気仙宣言フォローアップ会合」を開催し、気仙宣言採択後の震災復旧・復興工事での過重労働の解消に向けた取組について最終報告書を公表しました（[最終報告書](#)、[報告書の概要](#)）。



同報告書では、1年間の会合の協議を踏まえた成果と課題を総括し、「5つの提言」という形で、あらゆる災害からの復旧の場面で必要とされる過重労働防止のために講ずべき措置等について提言を取りまとめました。

同報告書は5章で構成されています。第1章はフォローアップ会合参集までの経緯、第2章には4回の会合の協議概要、第3章には平成28年11月の第3回会合後に公表した同宣言に基づく取組の効果検証の結果を取りまとめています。

同報告書は、管内の発注者と施工業者等や第4回会合に出席した団体等に送付し提言を踏まえた取組を進めることになりました。



岩手労働局では、管内の監督署のみならず、震災被災地の宮城、福島、熊本の各労働局にも同報告書を送付し、活用を呼びかけました。引き続き、震災復旧・復興工事現場における過重労働の解消に向けた取組を進めていくこととしています。

復旧・復興工事現場における過重労働解消のための「5つの提言」

- 工事発注者と施工事業者が協力して施工現場での過重労働解消に取り組む環境づくり
- 過重労働解消に向けた取組状況の確認
- 施工事業者トップの決意表明を行い、土曜閉所と定時退社を組織的に支援する体制づくり
- 工事発注者による設計変更等の事務負担や費用負担に係る施工事業者との協議及び工事打合せや提出書類等が過重労働につながらないよう配慮
- 請負金額及び工期設定の適正化

昨年12月末、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」において、「過労死等ゼロ」緊急対策を策定しました（[緊急対策の概要](#)）。岩手労働局では、今後の監督指導において、新たに策定した企業向けのガイドライン（[新ガイドライン](#)）の遵守状況について指導を行い、監督指導の結果、企業がこのガイドラインを遵守しておらず、重大悪質な事案については、司法処分を含め厳正に対処することとしています。

お問い合わせ先：岩手労働局労働基準部監督課（電話）019-604-3006



厚生労働省岩手労働局